

建築設備の定期検査報告書の作成について（解説）



お問合せ先

京都市都市計画局 建築指導部 建築審査課 設備審査係

TEL : 075 - 222 - 3616

目次

1 はじめに

1.1 最新の報告書様式について	1
1.2 提出が必要な書類	2

2 【入力支援ファイル】について

2.1 【入力支援ファイル】の構成	2
2.2 【入力支援ファイル】の各シートについて	
① チェックシート	3
② 入力シート【基本情報】	4
③ 入力シート【検査結果表】	5
④ 入力シート【写真】	6
⑤ 入力シート【検査実施区分書】	7
⑥ 測定記録表（別表1~4）	9

3 検査結果図（図面）について

3.1 作成上の注意	15
3.2 図面に明示すべき事項と記入上の注意	15

4 定期検査報告書類について（記入例）

4.1 定期検査報告書	16
4.2 定期検査報告概要書	26
4.3 検査結果表	33

5 参考資料

5.1 建築設備の定期検査報告 関係法令（抜粋）	38
--------------------------------	----

1 はじめに

本書は、建築基準法第12条第3項に基づく定期報告の作成方法について説明したものです。

電子申請サービスの使い方については、京都市情報館で公開されている「定期報告の電子申請マニュアル」を御参照ください。

京都市では、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、令和4年から、定期報告の電子申請による受付を開始しています。円滑な建築関係手続の推進のため、電子申請での提出に御協力をお願いいたします。

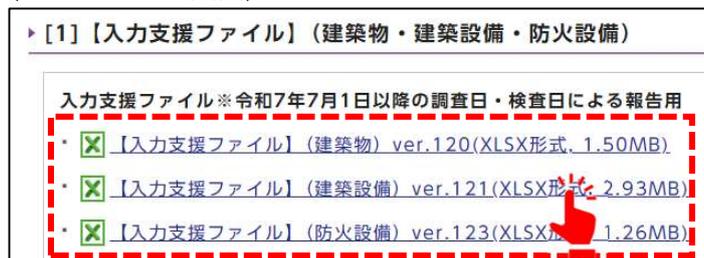
1.1 最新の報告書様式について

- ▶ 本市では、定期検査報告書作成用の、【入力支援ファイル】（エクセル形式）をホームページで公開しています。
- ▶ 本市へ提出する定期報告は、必ず最新の【入力支援ファイル】を使用して作成してください。
- ▶ 【入力支援ファイル】がダウンロードできるURLは、以下のとおりです。

「定期報告の電子申請による受付について」

 <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html>

(ダウンロード画面)



◆注意事項◆

- 【入力支援ファイル】以外の様式ファイルは使用不可です。
- 【入力支援ファイル】はエクセル形式(xlsx形式)で提供します。同形式を編集可能なソフトウェア等を御利用ください。
- 京都市情報館からダウンロードした最新の【入力支援ファイル】を使用してください。他のファイル、改変されたファイルは、システム上、受付できません。
- 【入力支援ファイル】は、パソコンで作成してください。

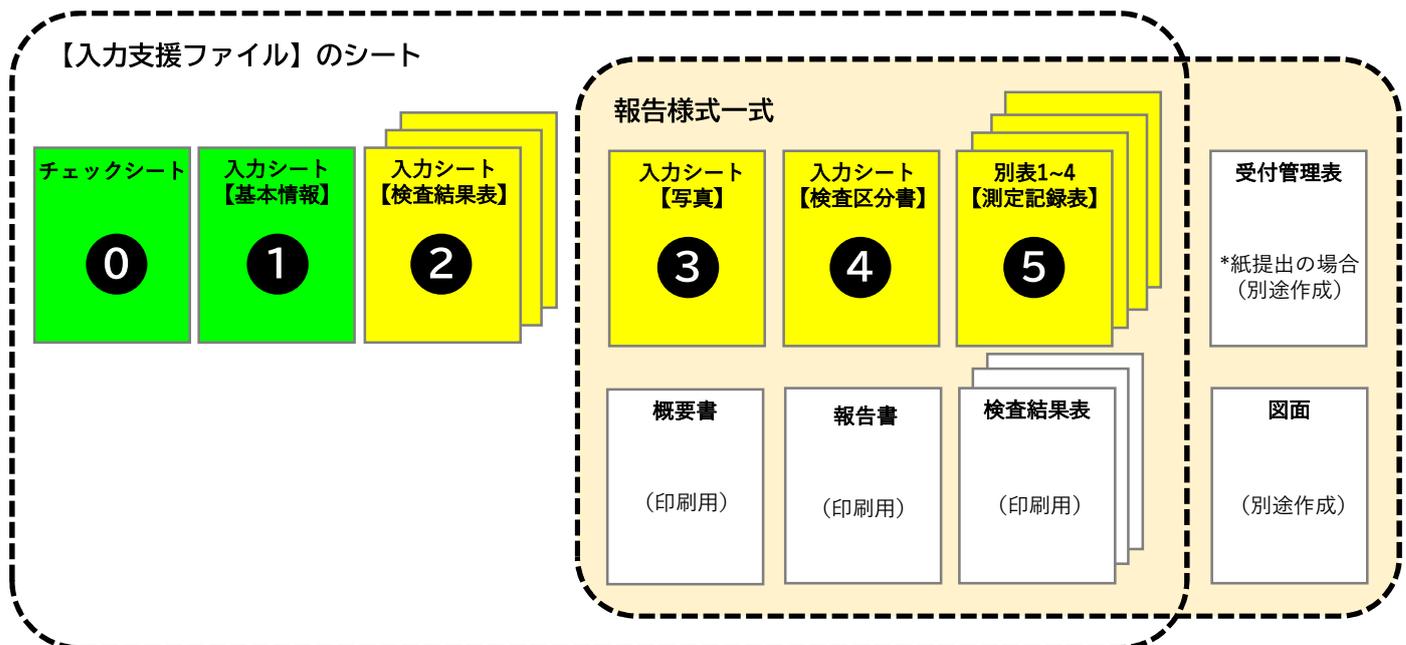
1.2 提出が必要な書類

提出が必要な書類		(本書での説明)
■定期報告提出チェックシート	任意様式	【入力支援ファイル】(エクセル形式)を使用して作成
■受付管理票	任意様式	
■定期検査報告書	第36号の6様式	
■定期検査報告概要書	第36号の7様式	
■検査結果表	別記第1~3号	
■関係写真	別添2様式	
■検査実施区分書	任意様式	
■測定記録表	別表1~4	
■検査結果図(図面)	別添1様式	3ページ 【2.2①】
		—
		16ページ 【4.1】
		26ページ 【4.2】
		33ページ 【4.3】
		6ページ 【2.2③】
		7ページ 【2.2④】
		9ページ 【2.2⑤】
		15ページ 【3.1~3.2】

2 【入力支援ファイル】について

2.1 【入力支援ファイル】の構成

定期報告書(検査結果表、検査結果図、関係写真、添付図面を含む。)は、入力支援ファイル内の入力シートに記入すると、定められた報告様式に転記されます。



※入力した内容が印刷用シートへ転記されます。



2.2 【入力支援ファイル】の各シートについて

0 チェックシート

- ▶ 定期報告を作成する前
→ 定期報告書の作成に当たり、事前に必ずチェック項目を確認してください。
- ▶ 定期報告を作成した後（提出する前）
→ 定期報告書の提出に当たり、改めてチェック項目を確認し、チェックを入れて提出してください。

【チェックシート】 [目次・シート一覧へ](#)

(注意事項)
以下の内容について、
- 検査及び報告書の作成の前に、まず、チェック項目を確認してください。
- 報告書の提出に当たり、改めて確認し、チェックを入れて提出してください。

Kyoto GIB(R7.7) Ver121

定期報告提出チェックシート

建築物

報告に当たり、以下について確認し、チェックを入れたうえで報告書を提出してください。
なお、報告書の内容について確認を要する場合、京都市から所有者・管理者の方に直接、連絡する場合があります。 [↓ \[基本情報\] から確認されます](#)

↓未入力項目が残っています。↓

R 年度

■チェック項目■

【提出書類の確認】
報告書の正確性の担保、データの処理のため、必ず確認してください。

(入力支援ファイル)

① 京都市が公開している最新の入力支援ファイルを使用していますか。

② 入力支援ファイルの「入力シート」に、必要事項を全て記入していますか。

※入力欄の赤色■若色(入力不備)、緑色●若色(入力未完)が残らないようにしてください。 ■ 入力不備 ● 入力未完

【主な注意点】(記入がないと、報告書の正確性のほか、データの処理にも支障のある項目)

(1 入力シート【基本情報】)

②-1 報告対象となる年を記入していますか。

②-2 建築物のID、名称、所在地を記入していますか。

②-3 所有者、管理者、調査者の情報を記入していますか。

②-4 確認済証、検査済証の交付年月日等を記入していますか。

②-5 検査結果の記入漏れはありませんか。

(図面)

※ 検査対象外の設備を除く

【調査結果等に関する説明等】
調査の結果について、調査者等から所有者又は管理者への説明を実施してください。
※「要是正」「既存不適格」等の指摘事項がある場合、建築物の利用者等(所有者又は管理者)は、今後の対応について、十分に検討してください。

(全般)

⑥ 所有者又は管理者は、調査者等から説明を受け、調査結果等の報告書の内容について、十分理解していますか。

(「要是正」「既存不適格」に該当する項目について)

未選択 「要是正」「既存不適格」に該当する項目がありますか。

⑦-1 所有者又は管理者は、調査者等から説明を受け、報告書記載の「要是正」「既存不適格」に対する改善策その他の今後必要となる対応等(※)について、十分理解していますか。

※「既存不適格」以外の「要是正」については、改善計画/完了報告書の提出を含みます。

目録 | **チェックシート** | 1_入力シート【基本情報】 | 2_入力シート【検査結果表】換気設備 | 3_入力シート【検査結

チェックボックスにチェック
内容を確認して、全てのチェックボッ
クスにチェックしてください。

プルダウンで選択
内容に応じて、プルダウンでいずれかを
選択してください。

1 入力シート【基本情報】

▶入力シートのセルの色を参考に、報告事項を入力してください。

- ・自動で転記される箇所等、記入の必要がない箇所についてはロックがかけられています。
- ・紙に印刷を行う場合やPDF形式に変換する場合、文字が切れて表示される場合があります。文字等が切れてしまう場合は、当該箇所を別途作成するなどし、別添で提出してください。

▶シート内に、【緑色セル】【赤色セル】が残っていると、受付できません。提出前に御確認をお願いします。

シート内リンク▶ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13
14 15 16 17 18 19 20
↑このシート内での移動に利用できるリンクです

目次 シート一覧

必須入力
任意入力
入力済み・入力不要
エラー入力(入力不要な箇所に入力がある等)

令和 年 建築設備 ←必ず提出年度を入力してください。 報告日 令和 年 月 日 ←必ず提出日(年月日)を入力してください。

↑必ず提出年度を入力してください。 ↑必ず提出日(年月日)を入力してください。

1 報告対象建築物		第一面3欄		←報告書等への転記先を示しています(以下、同様です)。
ID				←例 A3-9999
建物名称	フリガナ			←例 京都市の建物IDは英字+数字+数字4桁です。
建物所在地	都道府県	京都市		※区・町をまたぐ場合、主要な番地について記入のうえ、「番地など」欄の末尾に、その他について記入してください。
	市郡	京都市		←例 中京区(区を選択してください)
	区町村			寺町通御池上る上本能寺前町
	大字・町名			488番地、押小路通河原町西入橋木町450の2
	番地など			←建物の用途を入力してください。
用途	用途1			用途が四つ以上の場合、「J」で区切って入力してください。
	用途2			
	用途3			

2 報告内容に関する問合せ先				←報告書の内容について質問することがあります。
法人名	フリガナ			
	法人名			
肩書(役職)	フリガナ			
	肩書			
氏名	フリガナ			
	氏名			
郵便番号				
住所				
電話番号				

19 非常用照明設備に係る不具合等の状況		←検査結果表に記入する内容については、記入不要です。		第二面15欄		←前回検査時に既に把握した非常用照明設備等に係る不具合等のうち第二面において指摘されるもの以外のもので、把握できる範囲において記入してください。
不具合等		←どちらかは必ず選んでください。				
不具合等の記録						
不具合等を把握した年月	年	月	不具合等の概要	考えられる要因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
					年(半期) 月	

目次 チェックシート 1_入力シート【基本情報】 2_入力シート【検査結果表】 換気設備 3_入力シ

【凡例】入力セルの色

	必ず入力
	必要に応じて入力
	入力済又は入力不要
	誤記の可能性あり

2 入力シート【検査結果表】

▶検査結果、指摘の具体的内容等を入力してください。（以下の記入例を参照ください。）

(2_入力シート【検査結果表】換気設備の記入例)

21 検査結果(換気設備)別記第一号

検査者番号 1 検査者番号 2 検査者番号 3

検査者1、2、3それぞれの氏名は検査者の入力欄から自動反映されます(検査者2及び3はいない場合もあります)。
検査者が1名のみ場合は検査者番号は入力不要です。

1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査事項	検査結果	検査者番号	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		
							年 (令和)	月	状況
(1)	機械換気設備 (中央管理方式の空調設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況							
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況							
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置							
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況							
(5)		風道の取付けの状況							
(6)		風道の材質							
(7)		給気機又は排気機の設置の状況							
(8)		換気扇による換気の状況							
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況							

①検査結果
②検査者番号
③指摘の具体的内容
④改善策の具体的内容等
⑤改善(予定)年月

目次 | チェックシート | 1_入力シート【基本情報】 | 2_入力シート【検査結果表】換気設備 | 3_入力シート【検査結果表】

①検査結果

プルダウンから選択してください。
(直接入力不可)

②検査者番号

プルダウンから選択してください。
検査者が1名のみ場合は検査者番号は入力不要です。

③指摘の具体的内容

内容を直接入力してください。

④改善策の具体的内容等

内容を直接入力してください。

⑤改善(予定)年月

年月を数字で入力してください。
状況については、プルダウンから選択してください。

3 入力シート【写真】

- ▶ 「既存不適格」以外の「要是正」の指摘がある場合は、写真を添付してください。
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて写真を添付してください。

別添2様式 (A4) Kyoto City(R7.7) Ver121			
関係写真			
部位	番号	検査項目	検査結果
		特記事項	

要是正事項以外の写真を添付する場合は、『その他』を選択してください。

写真を添付する際は、黄色枠内に『番号、検査結果、特記事項』を記入してください。

捕捉事項

- ▶ シートへ貼り付ける写真のデータサイズに注意してください。解像度が高すぎる写真を添付すると、エクセルファイルのファイル容量が大きくなり、電子申請で提出することができません。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、【入力支援ファイル】とは別で作成し、添付してください。

4 入力シート【検査実施区分書】

➤ 検査実施区分書とは

換気設備においては平成20年国土交通省告示第285号の別表第一(い)欄に掲げる項目のうち第一項(10)、(11)及び(17)から(22)まで、排煙設備においては同告示の別表第二(い)欄に掲げる項目のうち第一項(18)、(19)、(37)及び(38)並びに第二項(24)については3年に分割して検査を実施することができます(毎年全数実施することが望ましい)。

3年間に分割して検査を実施する場合において、検査報告対象となる場所がどこであるのかを明確にするための図書となります。

なお、「別表1」「別表3」「別表3-2」「別表3-3」の記入例により、検査報告対象を明確化した場合、検査実施区分書は不要です。

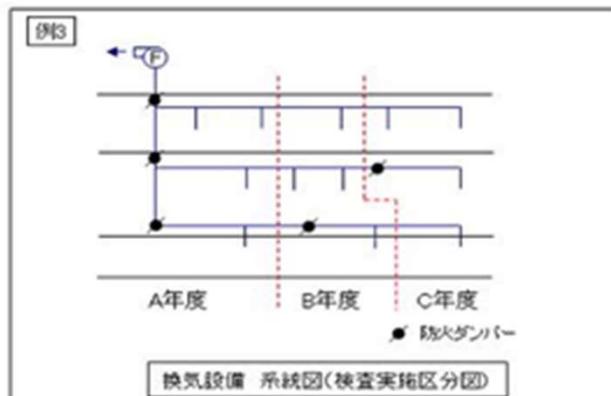
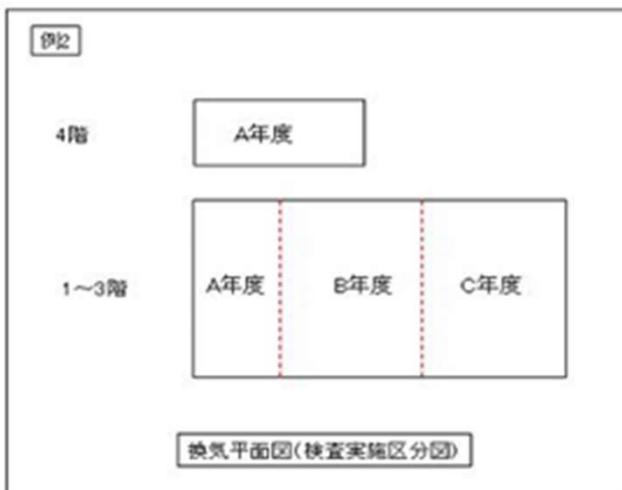
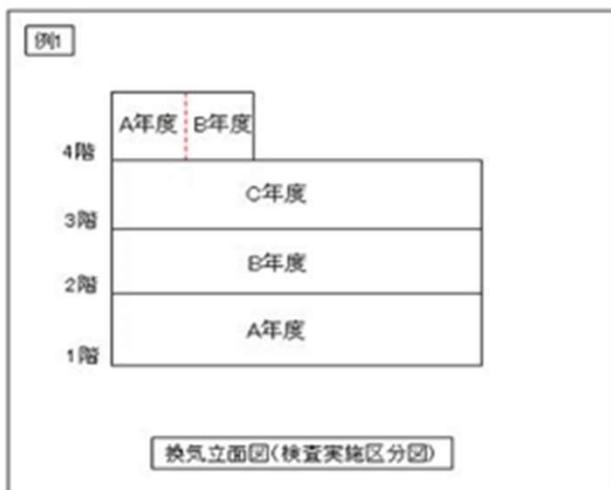
※上記以外の検査項目については、毎年全数の検査が必要です。

➤ 検査実施区分書の作成について

検査実施区分書の作成については、次ページの様式を参考にしてください。1年目から3年目までの対象となる建築設備が分かるようなものであれば、様式は問いません。下図の例を参考に表又は図面を添付してください。

なお、検査実施区分書は3年間添付が必要となります。大切に保管し、2年目以降に定期検査報告をされる際も添付してください

(例)



例4

年度	検査対象となる階及び室名
A年度	1階 全数、4階 会議室1、事務室
B年度	2階 全数
C年度	3階 全数、4階 会議室2及び3

検査実施区分表

検査実施区分書(国土交通大臣が定める検査項目について)

Kyoto City (R7.7) Ver121

建築物名称	
-------	--

1 換気設備

① 法28条第2項及び第3項【1(10)各居室の換気量(別表1関連)】

検査方法(2種類から選択)			
毎年全数の検査を実施します			
各年ごとの検査区分(※毎年全数検査を行う場合入力不要)			
令和		年度(1年目)	
令和		年度(2年目)	
令和		年度(3年目)	上記以外の残り全てを検査します

年度(年数)		対象階数、室名、系統等	
令和		年度(1年目)	
令和		年度(2年目)	
令和		年度(3年目)	上記以外の残り全てを検査します

② 中央管理方式の空気調和設備(空気調和設備の性能)

【1(11)制御及び動作状況の監視の状況、1(17)~1(22)各室の温度、相対湿度、浮遊粉じん量、CO・CO₂含有率】

検査方法			

2 排煙設備

【1(18)・1(37)排煙口の排煙風量、1(19)・1(38)中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況、2(24)遮煙開口部の排出風速(別表3関連)】

検査方法(2種類から選択)			
各年ごとの検査区分(※毎年全数検査を行う場合入力不要)			
令和		年度(1年目)	
令和		年度(2年目)	
令和		年度(3年目)	上記以外の残り全てを検査します

年度(年数)		対象階数、室名、系統等	
令和		年度(1年目)	
令和		年度(2年目)	
令和		年度(3年目)	上記以外の残り全てを検査します

別表で測定計画を明確にしている場合、添付は不要です。

※注記

- ・一部実施の場合は、実施箇所を表記ください。
- ・本紙は 対象となる三年間、添付が必要 となりますので、大切に保管してください。

5 測定記録表 (別表 1)

別表 1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	令和7年7月10日	測定機器	メーカー名	〇〇〇〇	型式番号等	〇〇〇〇
階	室名	必要換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名 ^{*注1)}	換気状況の評価 ^{*注2)}	判定
				換気方式に○をする 一種：給気機+排気機（外気処理ユニットを含む） 二種：給気機+排気口 三種：給気口+排気機	フィルターの目詰まり状況、清掃状況などの目視確認による判定はできません	指摘なし・要是正
				必要換気量(V)計算式 V = 20Af/N Af：居室の床面積、N：実況に於ける1人あたりの占有面積 ※二酸化炭素濃度による判定の場合も記入が必要です	測定方法が分かるように単位を記入	指摘なし・要是正
1階	事務室1	100	三種	排気ファン	150m ³ /h	指摘なし・要是正
1階	応接室	200	三種	排気ファン	300m ³ /h	指摘なし・要是正
2階	事務室2	300	三種	排気ファン	650ppm	指摘なし・要是正
					今年度測定していない箇所は判定しない	
2階	事務室3	400	二種・三種	給気ファン	令和6年度に測定済	指摘なし・要是正
3階	営業室	200	二種・三種	外気処理ユニット	令和8年度に測定予定	指摘なし・要是正
					室名は図面と不整合ないこと	指摘なし・要是正
					【3年に分割して検査を実施する場合】 検査対象室を全て記入し「換気状況の評価」欄に測定年度を記入することにより、 3年間の測定計画を明確にすることができま	指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。
 注2) 「換気状況の評価欄」には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。
 これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

過年度に測定を行い未改善のまま要是正が継続している場合でも
報告が必要となるのは今回検査した部分のみです

5 測定記録表 (別表3)

排煙機毎に作成する

特別避難階段の付室の排煙機等、計算を要しない場合は風量のみを記入
(例)
 120m³/min ○特別避難階段の付室(4m³/s) 240m³/min
 ○規定風量が120m³/min未満 ○非常用エレベーターの乗降ロビー(4m³/s) 240m³/min
 ○平12年建告第1436号第2号適用部分 ○乗降ロビー、付室兼用(6m³/s) 360m³/min

銘板記載の性能を記載

排煙機の受け持つ防煙区画が、
1の場合
2以上の場合

○判定
測定風量 ≥ 規定風量

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) *注1)

測定年月日	令和7年7月10日	測定機器	メーカー名	型式番号等	排煙機の規定風量	判定
1	排煙機系統(機器番号等)	SMF-1	10,000m ³ /h × 1,000Pa × 10kW	最大防煙区画面積	200 m ² × 1 of 2 = 400 m ³ /min	判定
2	排煙機系統(機器番号等)	SMF-1	10,000m ³ /h × 1,000Pa × 10kW	最大防煙区画面積	200 m ² × 1 of 2 = 400 m ³ /min	判定
3	排煙機系統(機器番号等)	SMF-1	10,000m ³ /h × 1,000Pa × 10kW	最大防煙区画面積	200 m ² × 1 of 2 = 400 m ³ /min	判定
4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	有	無	予備電源又は直結エンジン切り替え	指摘なし・要是正	排煙機の風量測定は、毎年測定が必要

階	室名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
1	事務室1	0.5	5.5	165	150	指摘なし・要是正
1	廊下1	0.5	3.5	105	130	指摘なし・要是正
2	事務室2	0.3	—	—	200	指摘なし・要是正
2	廊下2	0.5	—	—	100	指摘なし・要是正
3	廊下3	0.5	—	—	80	指摘なし・要是正

排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
SMF-1	0.66	15	594	400	指摘なし・要是正

直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)
有	指摘なし・要是正	5

【3年に分割して検査を実施する場合】
検査対象室を全て記入し「測定風速」欄に測定年度を記入することにより、3年間の測定計画を明確にすることができます

測定風量(V)の計算
V = 60Avm
A: 開口面積
vm: 測定風速

今年度測定していない箇所は判定しない

系統図が収まらない場合は「別紙参照」として添付する

排煙機の風量測定は、毎年測定が必要

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5 測定記録表 (別表3-2)

給気送風機系統毎に作成する

規定風量
 ①各室において給気及び排煙を行う排煙設備
 $A(m^2) \times 1(m^3/min \cdot m^2) \leq \text{排煙風量}(m^3/min) \leq S(m^2) \times 550(m^3/min \cdot m^2)$
 ②複数室を統合した給気及び各室毎に排煙を行う排煙設備
 $A(m^2) \times 1(m^3/min \cdot m^2) \leq \text{排煙風量}(m^3/min) \leq S(m^2) \times 550(m^3/min \cdot m^2)$
 A: 室の床面積 S: 排煙口の開口面積の合計値
 A': 最大防煙区画室の床面積
 S': 防煙区画室(給気室を除く。)の排煙口の開口面積が最小の室における排煙口の開口面積の合計値

銘板記載の性能を記載

○判定
 規定風量(最小値) ≤ 測定風量 ≤ 規定風量(最大値)

別表3-2 排煙風量測定記録表 (A4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等	給気送風機の性能(風量)		
令和7年7月10日	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示		250 m ³ /min		
SOF-2 15,000m ³ /h × 450Pa × 10kW						
階	室名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ※注1	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
2階	付室A	0.25	7.6	114	10~137	指摘自し・要是正
3階	付室B	0.25	9.7	145	10~137	指摘自し・要是正
4階	付室C	0.25	令和6年度に測定済			指摘自し・要是正
5階	付室D	0.25	令和8年度に測定予定			指摘自し・要是正

【3年に分割して検査を実施する場合】
 検査対象室を全て記入し「測定風速」欄に測定年度を記入することにより、
 3年間の測定計画を明確にすることができます

測定風量(V)の計算
 $V = 60Avm$
 A: 開口面積
 vm: 測定風速

吸込口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ※注1	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
1	2.5	150	10~137	指摘自し・要是正

直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え	送風機の風量測定は、毎年測定が必要
有・無	指摘自し 要是正	

系統図が収まらない場合は「別紙参照」として添付する

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5 排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

5 測定記録表 (別表 3 - 3)

給気送風機系統毎に作成する

○判定
測定排出風速 = 規定排出風速

銘板記載の性能を記載

別表 3 - 3 排煙風量測定記録表 (A 4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	令和7年7月10日	測定機器	メーカー名	○○○○	型式番号等	○○○○
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能 (風量)		
	SOF-3	15,000m ³ /h × 450Pa × 10kW		300 m ³ /min		
2						
	室名	空気逃し口の方式 ^{※1)}	測定排出風速 ^{※2)} (m/s)	規定排出風速 ^{※3)} (m/s)	遮煙開口部の高さ (m)	判定
	室名は図面と不整合がないこと	1. 自然方式 2. 機械方式 3. 併用方式	【3年に分割して検査を実施する場合】 検査対象室を全て記入し「測定排出風速」欄に測定年度を記入することにより、3年間の測定計画を明確にすることができます			○判定
2階	付室1	1. 自然方式 2. 機械方式 3. 併用方式	令和6年度に測定済		算定式 ^{※3)} 算定式 ①V=2.7√H ②V=3.3√H ③V=3.8√H から選択 (注3を参照) H: 遮煙開口部の高さ	指摘なし・要是正
3階	付室2	1. 自然方式 2. 機械方式 3. 併用方式	令和8年度に測定予定			指摘なし・要是正
4階	付室3	1. 自然方式 2. 機械方式 3. 併用方式	5.8	4.67	②	指摘なし・要是正
3						
	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え				
	有	指摘なし・要是正				

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)	系統図が収まらない場合は「別紙参照」として添付する
---	--------------------------------------	---------------------------

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算定し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
 ① $V = 2.7\sqrt{H}$ ② $V = 3.3\sqrt{H}$ ③ $V = 3.8\sqrt{H}$
 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

5 測定記録表 (別表4)

注) LEDランプ (自動検査機能あり) であっても任意で照度測定を実施したい場合
 ・別表4最下段に、その他(LED自動))と記入して測定場所及び最低照度等を記入してください。
 ・別紙について、光源の種類はLED(自動検査機能あり)もしくはLED(LED自動検査機能あり(内))を選択し、測定場所、照度等を記入してください。

非常用の照明装置の照度は、毎年測定が必要です。

光源の種類	令和7年7月10日		型式番号等	判定
	測定年月日	測定機器 メーカー名		
白熱灯	2階	階段	最低照度(1x)	判定
蛍光灯	2階	廊下	7	指適なし・要是正
LEDランプ (自動検査機能なし)	2階	事務所2	9	指適なし・要是正
LEDランプ (自動検査機能あり)	1階	廊下1	0.5	指適なし・要是正
その他()				指適なし・要是正

○判定
 白熱灯 1lx以上
 蛍光灯 2lx以上
 LED 2lx以上

別表が複数ある場合は1枚目のみ記入
 (建築物全体での最低照度を記入し、各階毎の判定は不要)

測定結果のうち
 「最低照度」を「光源の種類別」に記入

階別	測定場所	測定位置 <small>*注1)</small>	光源の種類 <small>*注2)</small>	照度(1x)	判定
1階	事務所1	出入口付近	蛍光灯	12	指適なし・要是正
1階	廊下1	避難口	LED(自動検査機能なし)(内)	0.5	指適なし・要是正
1階	階段	中央段場	白熱灯(内)	8	指適なし・要是正
2階	事務所2	出入口付近	蛍光灯(内)	9	指適なし・要是正
2階	廊下2	避難口	LED(自動検査機能なし)(内)	0.5	指適なし・要是正
2階	階段	中央段場	白熱灯(内)	7	指適なし・要是正

室名は図面と不一致がないこと

測定位置は、廊下、階段、非常用エレベータ及び居室の出入口等の避難行動上重要な場所

電池内蔵型の場合は(内)を記入

最低照度が複数箇所において同値の場合は、代表となる測定場所を1箇所記入

注1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
 注2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、LEDランプ(自動検査機能なし)、LEDランプ(自動検査機能あり)、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。
 注3) 「照度」欄には、自動検査機能を有していない場合は、照度の値(1x)を記入し、自動検査機能を有するものには、「-」を記入する。

3 「検査結果図（図面）」について

3.1 作成上の注意

- ・ 既存図面を複写（スキャン）して使用する場合には、鮮明さが損なわれないように注意してください。（不鮮明な図面については、鮮明な図面に差し替えを求めることがあります。）
- ・ 増築や間仕切り変更等の改修を行った場合は、必ず最新の図面を添付してください。
- ・ 各図面には必ず図面名称（付近見取図、配置図、○階平面図など）を記入してください。
- ・ 紙で提出する場合の図面サイズは、原則A4、又はA3を折りA4としてください。

3.2 図面に明示すべき事項と記入上の注意

図面の種類	明示すべき事項
■ 付近見取図	➤ 方位、道路及び目標となる地物
■ 配置図	➤ 縮尺及び方位
	➤ 敷地の境界線
	➤ 敷地内における建築物の位置及び用途
■ 排煙設備等の機械及び器具の位置図	【換気設備図】
	➤ 検査対象となる換気設備のダクト経路図
	➤ 火気使用室のダクト詳細図
	➤ 防火ダンパー（FD、SD、SFD等）の位置 ※外壁開口部の防火ダンパーについては対象外
	➤ 要是正の指摘箇所
	【排煙設備図】
	➤ 排煙ダクト経路図
	➤ 排煙口及び防火ダンパー（HFD）の位置
	➤ 排煙ファン、非常用発電機及び直結エンジンの位置
➤ 要是正の指摘箇所	
【非常用の照明装置図】	
➤ 照明器具の凡例（白熱灯・蛍光灯・LED【自動検査機能あり・なし】、その他、電源内蔵型・別置型）	
➤ 非常用の照明装置の位置	
➤ 非常用の照明装置の電源が別置型の場合、蓄電池や非常用発電機の位置	
➤ 誘導灯と非常用の照明装置の兼用型は、非常用の照明装置として明示（誘導灯及び誘導標識は消防法に基づく設備ですので記載する必要はありません）	
➤ 要是正の指摘箇所	

4 定期検査報告書類について（記入例）

【入力支援ファイル】で作成した定期検査報告書類の記入例です。報告事項をデータに入力後、<入力不要>シートからそれぞれ印刷することができます。

4.1 定期検査報告書

【第一面】

第三十六号の六様式(第六条、第六条の二の二関係)(A4)

定期検査報告書
(建築設備(昇降機を除く。))
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

京都市長 様

令和 7 年 8 月 1 日

所有者と管理者が異なる場合、報告者は管理者

報告者氏名 株式会社 キョート管理
代表取締役 京都 守

検査者氏名 設備 一郎

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ キョートカンリ ダイヒョウトリシマリヤク キョウトマモル
【ロ. 氏名】 株式会社キョート管理 代表取締役 京都 守
【ハ. 郵便番号】 600-0000
【ニ. 住所】 京都府京都市中京区寺前町000
【ホ. 電話番号】 075-000-0000

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【管理者】とは
所有者とは別に建築物の維持管理、長期修繕計画等に主体的に関与しているもの

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 京都市中京区000町00
【ロ. 名称のフリガナ】 キョートカンリ セツビホテル
【ハ. 名称】 キョート管理 設備ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

○既存不適格以外の要是正がない場合
■要是正の指摘あり (■既存不適格)
○既存不適格以外の要是正がある場合
■要是正の指摘あり (□既存不適格)

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ■ 要是正の指摘あり (□ 既存不適格) □ 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 別紙参照

指摘の概要は第二面別紙に記載

【ハ. 改善予定の有無】 ■ 有 (令和 8 年 7 月に改善予定) □ 無
【ニ. その他特記事項】

入力シート【検査結果表】に記入された改善予定年月のうち最も早いものが記載されます。

(報告までに改善を行っている場合)

○一部改善済みの場合

→改善予定年月日のうち最も早いものが記載されます。

○全て改善済みの場合

→改善が完了した年月が記載されます。(例:令和7年7月改善済み)

検査による指摘事項(既存不適格除く)は、次回検査までに改善いただくようご計画ください。

※受付欄		号欄
年		
第		
係員氏名		

【第二面】

(第二面)

建築設備の状況等

検査対象建築設備（京都市建築基準法施行細則 第29条） ・ 建築基準法（以下「法」という。）
 法第28条第2項ただし書若しくは第3項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）で風道を有するもの
 排煙機若しくは送風機を有する排煙設備
 非常用の照明装置
 ※京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
 【ロ. 建築面積】 821.33 m²
 【ハ. 延べ面積】 1827.45 m²

【ニ. 検査対象建築設備】
 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
 給水設備及び排水設備

直前の確認・検査済証の情報記入

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 15 年 7 月 18 日 第 〇〇〇〇 号
 建築主事等 指定確認検査機関（ ***** ）
 【ロ. 確認済証交付者】
 【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 16 年 8 月 3 日 第 〇〇〇〇 号
 建築主事等 指定確認検査機関（ ***** ）
 【ニ. 検査済証交付者】

検査は報告日の3箇月以内であること

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 7 年 7 月 10 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施（ 令和 6 年 8 月 1 日 報告 ） 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

免除期間直後の初回報告の場合のみ『未実施』
前回検査をしていない場合は、備考欄に理由を記入

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 ***** 号
 建築設備検査員 第 ***** 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ
 【ハ. 氏名】 設備 一郎
 【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
 建築士が定期検査を業として行う場合は、建築士法第23条の定めに基づき事務所登録を受けている建築士事務所に所属していること
 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 ***** 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市上京区〇〇〇町〇〇
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 ***** 号
 建築設備検査員 第 ***** 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ
 【ハ. 氏名】 建築 二郎
 検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所等を記載
 () 建築士事務所 () 知事登録 第 ***** 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市下京区〇〇〇町〇〇
 (3年に分割して検査する場合でも全ての検査対象系統数・室数を記入)
 原則、系統数は最終的に排気を屋外へ排出するための排気出口数
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

法別表第1(イ)欄第(1)項に掲げる用途
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の居室

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (5 系統 5 室)
 中央管理方式の空調和設備 (系統 室)
 その他 (系統 室) 無
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (2 系統 2 室)
 その他 (系統 室) 無
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (系統 室)
 中央管理方式の空調和設備 (系統 室)
 その他 (系統 室) 無

延焼ラインの防火ダンパーは検査対象外

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【第二面】

【6. 換気設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】 別紙参照 指摘の概要は第二面別紙に記載

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 8 年 7 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無 前回の検査から今回の検査までに発生した不具合を記載
不具合：所有者・管理者へのヒアリング等によって把握した、異常動作、損傷、腐食、
その他の変化に起因するものであり、検査によって指摘される以外のもの
(不具合に前回・今回の定期検査の指摘事項は含まれない)
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ
 【ハ. 氏名】 設備 一郎
 【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
(一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市上京区000町00
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

(その他の検査者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ
 【ハ. 氏名】 建築 二郎
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市下京区000町00
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

【9. 排煙設備の概要】

- 【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()
 【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無
 【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無
 【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無
 【ホ. 居室等】
 吸引式 (5 区画) 給気式 (区画) 無
 【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ()

【10. 排煙設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【第二面】

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ
 【ハ. 氏名】 設備 一郎
 【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市上京区〇〇〇町〇〇
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ
 【ハ. 氏名】 建築 二郎
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市下京区〇〇〇町〇〇
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

【イ.照明設備】と【ロ.予備電源】の灯数合計に不整合のないようにすること

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 ■ 白熱灯 (10 灯) ■ 蛍光灯 (10 灯)
 ■ LEDランプ (10 灯) □ その他 (灯)
 【ロ. 予備電源】 ■ 蓄電池(内蔵形) (居室 20 灯、廊下 灯、階段 灯、階段 灯)
 □ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯、階段 灯)
 ■ 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 5 灯、階段 灯、階段 灯)
 □ 蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯、階段 灯)
 □ その他 (灯)

10+10+10 = 30

確認

20+5+5 = 30

「廊下」「階段」以外に設けられている器具は「居室」に含めて計上

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ■ 要是正の指摘あり (□ 既存不適格) □ 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】 別紙参照
 【ハ. 改善予定の有無】 ■ 有 (令和 8 年 7 月に改善予定) □ 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □ 有 ■ 無
 【ロ. 不具合記録】 □ 有 ■ 無
 【ハ. 改善の状況】 □ 実施済 □ 改善予定 (年 月に改善予定) □ 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】 京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【第二面】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m^3) 貯水タンク (基 m^3)
 その他 ()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
 排水再利用配管設備 その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
 その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

基本情報【入力シート】16.備考欄 に記入された内容が記載されます。
 各欄で掲げられている項目以外で特に報告すべき事項を記載してください。

(例)

- ・建築基準法上、必要な室に換気設備等が未設置である場合
- ・避難安全検証法により排煙設備が設置不要となっている場合
- ・検査済証が無い場合 (調べたが不明)
- ・新築等による免除期間直後の初回報告を除き、前回検査をしていない場合

【第二面】 別紙

(第二面別紙)

換気設備に関する指摘の概要

2 F 厨房の換気風量不足

既存不適格以外（※）の要是正項目について、入力シート【検査結果表】で入力した内容が記載されます。

排煙設備に関する指摘の概要

既存不適格以外（※）の要是正項目について、入力シート【検査結果表】で入力した内容が記載されます。

非常用照明装置に関する指摘の概要

1 F 廊下の非常照明照度不足

既存不適格以外（※）の要是正項目について、入力シート【検査結果表】で入力した内容が記載されます。

給排水設備に関する指摘の概要

京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。

【第三面】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状

○前回・今回の検査の「要是正の指摘事項」・「既存不適格」の内容を記入する様式ではありません。
 ○検査によって指摘される要是正以外の不具合が無ければ、記入は不要です。

【1.換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
当該不具合を把握した年月を記入	不具合箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入	当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入 (原因が不明な場合は「不明」と記入)	・改善実施済 →実施年月を記入 ・改善予定あり →予定年月を記入 ・改善予定なし →「-」を記入	改善実施済み又は改善予定あり →具体的措置の概要を記入 改善予定なし →その理由を記入

【2.排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3.非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4.給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
	京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。			

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室除く。）について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を確かめた階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

4.2 定期検査報告概要書

【第一面】

C3

9999

第三十六号の七様式(第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の三関係)(A4)

定期検査報告概要書 (建築設備(昇降機を除く。))

(第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキカイシャ キョートカンリ ダイヒョウトリシマリヤク キョウトマモル

【ロ. 氏名】 株式会社キョート管理 代表取締役 京都 守

【ハ. 郵便番号】 600-0000

【ニ. 住所】 京都府京都市中京区寺前町000

定期検査報告書(第一面)の
【1.所有者】欄より転記
※電話番号は転記されません

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】 同上

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

定期検査報告書(第一面)の
【2.管理者】欄より転記
※電話番号は転記されません

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 京都市中京区000町00

【ロ. 名称のフリガナ】 キョートカンリ セツビホテル

【ハ. 名称】 キョート管理 設備ホテル

【ニ. 用途】 ホテル

定期検査報告書(第一面)の
【3.報告対象建築物】欄より転記

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 別紙参照

定期検査報告書(第一面)の
【4.検査による指摘の概要】欄
より転記【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 8 年 7 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 不具合の概要】

定期検査報告書(第三面)の
【建築設備に係る不具合等の状況】欄
より転記【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし (理由:)

【第一面】 別紙

(第一面別紙)

換気設備に関する指摘の概要

2 F 厨房の換気風量不足

定期検査報告書(第二面)別紙欄より転記

排煙設備に関する指摘の概要

定期検査報告書(第二面)別紙欄より転記

非常用照明装置に関する指摘の概要

1 F 廊下の非常照明照度不足

定期検査報告書(第二面)別紙欄より転記

給排水設備に関する指摘の概要

京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。

【第二面】

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 5 階 地下 1 階
 【ロ. 建築面積】 821.33 m²
 【ハ. 延べ面積】 1827.45 m²
 【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
 給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 平成 15 年 7 月 18 日 第 〇〇〇〇 号
 建築主事等 指定確認検査機関 (* * * * *)
 【ロ. 確認済証交付者】
 【ハ. 検査済証交付年月日】 平成 16 年 8 月 3 日 第 〇〇〇〇 号
 建築主事等 指定確認検査機関 (* * * * *)
 【ニ. 検査済証交付者】

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 7 年 7 月 10 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和 6 年 8 月 1 日 報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ
 【ハ. 氏名】 設備 一郎
 【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市上京区〇〇〇町〇〇
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ
 【ハ. 氏名】 建築 二郎
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
 【ホ. 郵便番号】 600-0000
 【ヘ. 所在地】 京都市下京区〇〇〇町〇〇
 【ト. 電話番号】 075-000-0000

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (5 系統 5 室)
 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
 その他 (系統 室) 無
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (2 系統 2 室)
 その他 (系統 室) 無
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (一系統 一室) 機械換気設備 (系統 室)
 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
 その他 (系統 室) 無
 【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【第二面】

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ

【ハ. 氏名】 設備 一郎

【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市上京区000町00

【ト. 電話番号】 075-0000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ

【ハ. 氏名】 建築 二郎

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市下京区000町00

【ト. 電話番号】 075-0000-0000

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) ■ 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) ■ 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) ■ 無

【ホ. 居室等】
 ■ 吸引式 (5 区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 ■ 自家用発電装置 直結エンジン その他 ()

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 セツビ イチロウ

【ハ. 氏名】 設備 一郎

【ニ. 勤務先】 設備一郎建築士事務所
 (一級) 建築士事務所 (京都府) 知事登録 第 * * * * 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市上京区000町00

【ト. 電話番号】 075-0000-0000

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 * * * * 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 ケンチク ジロウ

【ハ. 氏名】 建築 二郎

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】 600-0000

【ヘ. 所在地】 京都市下京区000町00

【ト. 電話番号】 075-0000-0000

【第二面】

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 ■ 白熱灯 (10 灯) ■ 蛍光灯 (10 灯)
 ■ LEDランプ (10 灯) □ その他 (灯)
- 【ロ. 予備電源】 ■ 蓄電池(内蔵形) (居室 20 灯、廊下 灯、階段 灯)
 □ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 ■ 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 5 灯、階段 5 灯)
 □ 蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 □ その他 ()

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

京都市では「給水設備及び排水設備」を指定していません。

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 □ 給水タンク (基 m^3) □ 貯水タンク (基 m^3)
 □ その他 ()
- 【ロ. 排水設備】 □ 排水槽 (□ 汚水槽 □ 雑排水槽 □ 合併槽 □ 雨水槽・湧水槽)
 □ 排水再利用配管設備 □ その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 □ 有 □ 無
- 【ニ. 給湯方式】 □ 局所式 □ 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 □ 開放式燃焼器 □ 半密閉式燃焼器 □ 密閉式燃焼器
 □ その他 ()

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

4.3 検査結果表

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

検査者が2人以上であれば記入

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 設備 一郎	検査者番号 1	
	その他の検査者	建築 二郎		2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	<input type="radio"/>		1
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	<input type="radio"/>		1
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	<input type="radio"/>		1
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	<input type="radio"/>		1
(5)		風道の取付けの状況	<input type="radio"/>		1
(6)		風道の材質	<input type="radio"/>		1
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	<input type="radio"/>		1
(8)		換気扇による換気の状況	<input type="radio"/>		1
(9)		各居室の給気口及び排気口における換気量	<input type="radio"/>		1
(10)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	<input type="radio"/>		1
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	<input type="radio"/>		
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	<input type="radio"/>		
(13)		空気調和設備及び配管の外観	<input type="radio"/>		
(14)		空気調和設備の運転の状況	<input type="radio"/>		
(15)		空気ろ過器の点検口	<input type="radio"/>		
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	<input type="radio"/>		
(17)	空気調和設備の性能	各居室の温度	<input type="radio"/>		
(18)		各居室の相対湿度	<input type="radio"/>		
(19)		各居室の浮遊粉じん量	<input type="radio"/>		
(20)		各居室の一酸化炭素含有率	<input type="radio"/>		
(21)		各居室の二酸化炭素含有率	<input type="radio"/>		
(22)		各居室の気流	<input type="radio"/>		
2 換気設備を設けるべき調理室等					
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	<input type="radio"/>		1, 2
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	<input type="radio"/>		1, 2
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	<input type="radio"/>		1, 2
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	<input type="radio"/>		1, 2
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	<input type="radio"/>		1, 2
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上りの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	<input type="radio"/>		1, 2
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(12)		換気扇による換気の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(13)		給気機又は排気機の設置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(14)		機械換気設備の換気量	<input type="radio"/>		1, 2
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	<input type="radio"/>		1, 2
(3)		防火ダンパーの作動の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	<input type="radio"/>		1, 2
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	<input type="radio"/>		1, 2
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	<input type="radio"/>		1, 2
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	<input type="radio"/>		1, 2
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	<input type="radio"/>		1, 2
4 上記以外の検査項目等					

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2-(14)	機械換気設備	レンジフードファンの油污れによる風量低下	レンジフードファンの清掃	R8.7
<p>①要是正があれば記入し、別添様式により写真を添付する</p> <p>②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添様式により写真を添付する</p> <p>※建築設備関係の法令制定経過一覧は「建築設備定期検査業務基準書（財）日本建築設備・昇降機センター発行」に記載があります。</p>				
<p>改善予定年月が、定期検査報告書 第二面【6.換気設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと</p> <p>※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。</p> <p>※(既存不適格)部分の具体的な改善（予定）年月が分かっている場合は年月を記入する。</p>				

4.3 検査結果表

添付不要

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(10)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- ⑫ 2(14)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

4.3 検査結果表

別記第二号 (A4)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

検査結果表
(排煙設備)

検査者が2人以上であれば記入

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 設備 一郎	当該建築設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)	検査者番号 1
	その他の検査者	建築 二郎		2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況	○		1、2
(2)		排煙風道との接続の状況	○		1、2
(3)		排煙出口の設置の状況	○		1、2
(4)		排煙出口の周囲の状況	○		1、2
(5)		屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況	○		1、2
(6)	排煙機の性能	排煙機の開放との連動起動の状況	○		1、2
(7)		作動の状況	○		1、2
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	○		1、2
(9)		排煙機の排煙風量	○		1、2
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		1、2
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の位置	○		1、2
(12)		排煙口の周囲の状況	○		1、2
(13)		排煙口の取付けの状況	○		1、2
(14)		手動開放装置の周囲の状況	○		1、2
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	○		1、2
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	○		1、2
(17)		排煙口の開放の状況	○		1、2
(18)		排煙口の排煙風量	○		1、2
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		1、2
(20)		煙感知器による作動の状況	○		1、2
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○		1、2
(22)		排煙風道の取付けの状況	○		1、2
(23)		排煙風道の材質	○		1、2
(24)		防煙壁の貫通措置の状況	○		1、2
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	○		1、2
(26)		防火ダンパー（外壁の開口部に延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	○		1、2
(27)		防火ダンパーの取付けの状況	○		1、2
(28)		防火ダンパーの作動の状況	○		1、2
(29)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○		1、2
(30)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○		1、2
(31)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○		1、2
(32)		防火区画貫通部の措置の状況	○		1、2
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の大きさ及び位置	—	—	—
(33)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の周囲の状況	—	—	—
(34)		特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の取付けの状況	—	—	—
(35)		特殊な構造の排煙設備の手動開放装置の周囲の状況	—	—	—
(36)		特殊な構造の排煙設備の手動開放装置の操作方法の表示の状況	—	—	—
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の排煙風量	—	—	—
(38)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	—	—	—
(39)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—	—	—
(40)		煙感知器による作動の状況	—	—	—
(41)		特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	—	—	—
(42)		給気風道の劣化及び損傷の状況	—	—	—
(43)		給気風道の材質	—	—	—
(44)		給気風道の取付けの状況	—	—	—
(45)		防煙壁の貫通措置の状況	—	—	—
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況	—	—	—
(47)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	—	—	—
(48)		給気風道との接続の状況	—	—	—
(49)		排煙口の開放と連動起動の状況	—	—	—
(50)		作動の状況	—	—	—
(51)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	—	—	—
(52)		給気送風機の給気風量	—	—	—
(53)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—	—	—
(54)		特殊な構造の排煙設備の吸込口の設置位置	—	—	—
(55)		特殊な構造の排煙設備の吸込口の周囲の状況	—	—	—
(56)		特殊な構造の排煙設備の吸込口の周囲の状況	—	—	—
(57)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	—	—	—
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー				
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	—	—	—
(2)		給気口の周囲の状況	—	—	—
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	—	—	—
(4)		排煙風道の劣化及び損傷の状況	—	—	—
(5)		排煙風道の取付けの状況	—	—	—
(6)		排煙風道の材質	—	—	—
(7)		給気口の周囲の状況	—	—	—
(8)		給気口の取付けの状況	—	—	—
(9)		給気口の手動開放装置の周囲の状況	—	—	—
(10)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	—	—	—

4.3 検査結果表

(10)	給気口の性能	給気口の自動開放装置による開放の状況	—	—	—	—
(11)		給気口の開放の状況	—	—	—	—
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	—	—	—	—
(13)		給気風道の取付けの状況	—	—	—	—
(14)		給気風道の材質	—	—	—	—
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	—	—	—	—
(16)		給気風道との接続の状況	—	—	—	—
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	—	—	—	—
(18)		給気送風機の作動の状況	—	—	—	—
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	—	—	—	—
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—	—	—	—
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	—	—	—	—
(22)		吸込口の周囲の状況	—	—	—	—
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	—	—	—	—
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	—	—	—	—
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	—	—	—	—
(26)		空気逃し口周囲の状況	—	—	—	—
(27)		空気逃し口取付けの状況	—	—	—	—
(28)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	—	—	—	—
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	—	—	—	—
(30)		圧力調整装置の周囲の状況	—	—	—	—
(31)		圧力調整装置取付けの状況	—	—	—	—
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	—	—	—	—
3 令第126条の第2第1項に規定する居室等						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	—	—	—	—
(2)		手動降下装置による連動の状況	—	—	—	—
(3)		煙感知器による連動の状況	—	—	—	—
(4)		可動防煙壁の材質	—	—	—	—
(5)		可動防煙壁の防煙区画	—	—	—	—
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	—	—	—	—
4 予備電源						
(1)	自家発電装置	自家発電装置等の状況	自家発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○		1,2
(2)			発電機の発電容量	○		1,2
(3)			発電機及び原動機の状況	○		1,2
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○		1,2
(5)			始動用の空気槽の圧力	○		1,2
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○		1,2
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	○		1,2
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○		1,2
(9)			自家発電装置の取付けの状況	○		1,2
(10)			自家発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	○		1,2
(11)			接地線の接続の状況	○		1,2
(12)			絶縁抵抗	○		1,2
(13)		自家発電装置の性能	電源の切替えの状況	○		1,2
(14)			始動の状況	○		1,2
(15)			運転の状況	○		1,2
(16)			排気の状況	○		1,2
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○		1,2
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	—	—	—
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	—	—	—
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	—	—	—
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	—	—	—
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況	—	—	—
(23)			Vベルト	—	—	—
(24)			接地線の接続の状況	—	—	—
(25)			絶縁抵抗	—	—	—
(26)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	—	—	—
5 上記以外の検査項目等						
			京都市では追加の検査項目なし			
特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		
	①要是正があれば記入し、別添様式により写真を添付する					
	②要是正(既存不適格)がある場合は、改善（予定）年月を除く項目について記入し、必要に応じ別添様式により写真を添付する ※建築設備関係の法令制定経過一覧は「建築設備定期検査業務基準書（財）日本建築設備・昇降機センター発行」に記載があります。					
			改善予定年月が、定期検査報告書 第二面【10.排煙設備の検査の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと ※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。 ※(既存不適格)部分の具体的な改善（予定）年月が分かっている場合は年月を記入する。			

4.3 検査結果表

添付不要

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。
- ⑫ 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)を添付してください。
- ⑬ 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付してください。
- ⑭ 5「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を追加している場合に、当該検査項目を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑮ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑯ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

4.3 検査結果表

別記第三号 (A4)

検査結果表 (非常用の照明装置)

検査対象設備の検査結果表のみ提出

検査者が2人以上であれば記入

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	設備 一郎	当該建築設備の検査者を記入(有資格者のみ記載)	検査者番号	1
	その他の検査者	建築 二郎			2	
					3	

番号	検査項目等		検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1 照明器具						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	○			1、2
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況	○			1、2
2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能		○		1、2
(2)	照度	照度の状況		○		1、2
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○			1、2
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	○			1、2
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○			1、2
3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○			1、2
(2)		電気回路の接続の状況	○			1、2
(3)		接続部 (幹線分岐及びボックス内に限る。) の耐熱処理の状況	○		既存不適格の場合	1、2
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	○			1、2
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況		○	○	1、2
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	—	—	—	—
4 電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況		○		1、2
(2)	電圧	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	○			1、2
5 電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	—	—	—	—
(2)		蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	—	—	—	—
(3)		蓄電池室の換気の状況	—	—	—	—
(4)		蓄電池の設置の状況	—	—	—	—
(5)		蓄電池の性能	—	—	—	—
(6)		電圧	—	—	—	—
(7)		電解液比重	—	—	—	—
(8)		電解液の温度	—	—	—	—
(9)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	—	—	—	—
(10)		キュービクルの取付けの状況	—	—	—	—
6 自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	○			1、2
(2)		自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○			1、2
(3)		発電機の発電容量	○			1、2
(4)		発電機及び原動機の状況	○			1、2
(5)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○			1、2
(6)		始動用の空気槽の圧力	○			1、2
(7)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○			1、2
(8)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	○			1、2
(9)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○			1、2
(10)		自家用発電装置の取付けの状況	○			1、2
(11)		自家用発電機室の給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)	○			1、2
(12)		接地線の接続の状況	○			1、2
(13)		絶縁抵抗	○			1、2
(14)		自家用発電装置の性能	○			1、2
(15)		電源の切替えの状況	○			1、2
(16)		始動の状況	○			1、2
(17)		運転の状況	○			1、2
(18)		排気の状況	○			1、2
(19)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○			1、2
7 上記以外の検査項目等						
京都市では追加の検査項目なし						

特記事項				
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
2(1)	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	バッテリー不良のため点灯(3ヶ所)	内蔵バッテリーの交換	R8.7
2(2)	照度の状況	3階事務室の非常照明照度不足	内蔵バッテリーの交換	R8.7
4(1)	充電ランプの点灯の状況	バッテリー不良のため点灯(3ヶ所)	内蔵バッテリーの交換	R8.7
3(5)	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	自家用発電装置に蓄電池がない(既存不適格)	自家用発電装置に蓄電池の設置	R8.7

①要是正があれば記入し、別添様式により写真を添付する
 ②要是正(既存不適格)がある場合は、改善(予定)年月を除く項目について記入し、必要に応じて別添様式により写真を添付する
 ※建築設備関係の法令制定経過一覧は「建築設備定期検査業務基準書(財)日本建築設備・昇降機センター発行」に記載があります。

改善予定年月日が、定期検査報告書 第二面【14.非常用の照明設備の状況】【ハ.改善予定の有無】の日付と不整合がないこと
 ※改善した場合は改善が完了した年月を記入する。
 ※(既存不適格)部分の具体的な改善(予定)年月が分かっている場合は年月を記入する。

4.3 検査結果表

添付不要

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は記入不要です。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を追加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

5 参考資料

5.1 建築設備の定期検査報告 関係法令（抜粋）

■建築基準法 【国】

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において、「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二 第12条第1項若しくは第3項（これらの規定を第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第5項（第2号に係る部分に限り、第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

■建築基準法 施行規則 【国】

（建築設備等の定期報告）

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法12条第3項の規定により、特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法7条第5項又は法7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の5様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第36号の6様式による報告書及び別記第36号の7様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第36号の8様式による報告書及び別記第36号の9様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の4様式、別記第36号の5様式、別記第36号の6様式、別記第36号の7様式、別記第36号の8様式、別記第36号の9様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（建築物調査員資格者証等の種類）

第6条の5

2 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

■建築士法 【国】

（登録）

第23条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

■京都市 建築基準法施行細則 【市】

(特定建築設備等及び工作物の定期報告)

第29条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）であつて、前条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物に設けるもの（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）
- (2) 法第28条第2項ただし書若しくは第3項に規定する換気設備（自然換気設備を除く。）で風道を有するもの、排煙機若しくは送風機を有する排煙設備又は非常用の照明装置であつて、別表第7の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計を超えるものに設けるもの

2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び令第138条第2項第1号に掲げる昇降機 毎年の法第7条第5項又は第7条の2第5項（それぞれ法第87条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日が属する月（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）の応当月の末日
- (2) 令第16条第3項第2号に掲げる防火設備及び前項第1号に掲げる防火設備 12月25日
- (3) 前項第2号に掲げる建築設備 12月25日（省令第6条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時期）
 - ア 当該建築設備の設置後初めて報告する場合 当該建築設備について、法第7条第5項又は第7条の2第5項（それぞれ法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から起算して4年を経過する日までの期間内の12月25日（当該検査済証の交付の直後の12月25日を除く。）のいずれか
 - イ その他の場合 前回の報告をした日が属する年の12月26日から起算して3年を経過する日までの期間内の12月25日のいずれか
- (4) 令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設 2月末日

3 省令第6条第4項の規定により市長が定める書類は、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行われたものでなければならない。

5.3 建築設備の定期検査報告 関係法令（抜粋）

別表第7（第29条関係）

用途	床面積の合計
別表第5に掲げる用途のうちホテル、旅館、下宿、共同住宅及び寄宿舎以外のもの	1,500平方メートル
ホテル又は旅館	1,000平方メートル
前2項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの	1,500平方メートル

別表第8（第29条関係）

区分	図書	明示すべき事項
第29条第1項第2号に掲げる建築設備	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線 (3) 敷地内における建築物の位置及び用途
	排煙設備等の機械及び器具の位置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 各階の間取り及び各室の用途 (3) 機械及び器具の種別及び位置